

香取市住宅改修費に関するQ&A

No.	項目	質問	回答	参考省令等	更新日
1	全般	事前申請をしないで工事をしたが、今から住宅改修の申請はできるか。	住宅改修の申請はできません。 介護保険住宅改修費の支給対象となる改修内容は限られています。また、「利用者保護」の観点から、改修内容が適当なものかどうかを確認する必要がありますので、着工前の事前申請が必要です。 ただし、事前申請は、住宅改修完了後に行われる住宅改修費の支給決定とは異なります。		
2	全般	住宅改修の対象となる住宅とはなにか。 要介護者が子の住宅に一時的に身を寄せている場合、介護保険の住宅改修を行うことができるか。	介護保険の住宅改修は、現に居住する住宅を対象としており、住所地の住宅のみが対象です。子の住宅に住所地が移されていれば介護保険の住宅改修の支給対象となります。なお、住民票の住所と介護保険証の住所が異なる場合は一義的には介護保険証の住所が住所地となります。	厚生労働省 介護サービス 関係Q&A集	
3	全般	住宅の所有名義人が死亡している場合は、『住宅改修の承諾書』はどうしたらいいか。	相続する予定の方の承諾を得てください。 被保険者本人が相続する場合は、『住宅改修の承諾書』は不要です。		
4	全般	見積書は、複数の事業者から取らなければならないか。	2社以上の見積書の提出は義務付けてはおりませんが、複数の事業者に見積りを取ることで、適正な金額であるかを客観的に確認するとともに、被保険者の負担軽減にもなります。 また、介護支援専門員や地域包括支援センターの担当職員は、複数の事業者から見積りを取るよう、被保険者に対して説明することとされています。		
5	全般	子が工事費を支払うので、見積書の宛名は子でいいか。	見積書や領収書の宛名は、被保険者本人の氏名にしてください。		
6	全般	住宅改修の対象となる部材とは何か。	支給対象となる部材は、住宅改修で実際に取付けたものに限りです。 2個入りセット等の部材も支給対象となるのは取り付けた個数分です。例えば、4mの手すりを仕入れ、3mを取付けた場合、実際に取付けた3mは支給対象となり、残り1mは支給対象とはなりません。		

香取市住宅改修費に関するQ&A

No.	項目	質問	回答	参考省令等	更新日
7	全般	見積書・工事費内訳書に関し、材料費、施工費等を区分できない工事があるが、全て区分しなければならぬか。	見積書・工事費内訳書において、材料費、施工費等を適切に区分することとしているのは、便所、浴室、廊下等の箇所及び数量、長さ、面積等の規模を明確にするためです。このため、材料費、施工費等が区分できない工事については無理に区分する必要はありませんが、工事の内容や規模等が分かるようにする必要があります。	厚生労働省 介護サービス 関係Q&A集	
8	全般	申請に添付する必要がある改修前後の写真は、日付が分かるものとのことであるが、日付機能のない写真機の場合はどうすればよいか。	工事現場などで黒板に日付等を記入して写真を撮っているように、黒板や紙等に日付を記入して写真に写し込むといった取扱をしてください。	厚生労働省 介護サービス 関係Q&A集	
9	全般	領収書は写しでもよいか。	申請時にその場で領収書の原本を提示してもらうことにより確認ができれば、写しでも差し支えありません。	厚生労働省 介護サービス 関係Q&A集	
10	全般	住宅改修を利用後、要介護認定が切れた。再度要介護認定を受けて住宅改修をする場合、支給限度額はリセットされるか。	過去の住宅改修が継続されます。要介護等状態区分を基準として定める「介護の必要の程度」の段階が3段階以上上がった場合、または、転居した場合に支給限度額はリセットされます。		
11	全般	同敷地内に住居家屋が2つ以上あり、状態悪化と住環境の要因により今まで過ごしていた家屋から別の家屋に移動せざるを得ない場合、移動前の家屋で実施した住宅改修はリセットされるか。	同敷地内・同番地での住居の移動は、転居にはあたりません。ただし、分筆をし、枝番が付くなど住居の表示が変わり、住民登録上も転居届を行った場合は、転居として扱います。		
12	全般	賃貸住宅の場合、退去時に現状回復のための費用は住宅改修の支給対象となるか。	住宅改修の支給対象とはなりません。	厚生労働省 介護サービス 関係Q&A集	

香取市住宅改修費に関するQ&A

No.	項目	質問	回答	参考省令等	更新日
13	全般	施設入所者が一時帰宅する住宅の改修は、対象となるか。	生活の拠点は施設にあるため、住宅改修の支給対象とはなりません。		
14	全般	家族が大工を営んでいるが、住宅改修工事を発注した場合、工賃も支給申請の対象とすることができるのか。	被保険者が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人又は家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費を住宅改修費の支給対象とすることとされており、この場合も一般的には材料の購入費のみが支給対象となり工賃は支給対象外とすることが適当です。	厚生労働省 介護サービス 関係Q&A集	
15	全般	現在、入院している高齢者がまもなく退院する予定であるが、住宅改修を行うことができるか。又、特別養護老人ホームを退去する場合はどうか。	入院中の場合は住宅改修が必要と認められないので住宅改修が支給されることはありません。ただし、退院後の住宅について予め改修しておくことも必要と考えられるので、事前に保険者に確認をしたうえで住宅改修を行い、退院後に住宅改修費の支給を申請することは差し支えない(退院しないこととなった場合は申請できない)ものと考えます。特別養護老人ホームを退去する場合も、本来退去後に住宅改修を行うものですが、同様に取扱いして差し支えありません。	厚生労働省 介護サービス 関係Q&A集	
16	全般	一の住宅に複数の被保険者がいる場合の住宅改修の費用はどうなるのか。	住宅改修費の支給限度額の管理は被保険者ごとに行われます。一の住宅について同時に複数の被保険者に係る住宅改修が行われた場合は、各被保険者に有意な範囲を特定し、その範囲が重複しないように申請を行うものとします。したがって、共用の居室について床材の変更を行ったときは、いずれか一方のみが支給申請を行うこととなります。		
17	手すりの取付け	寝室が2階にあるため、階段に手すりを取付けたい。	2階にあがるための手すりは、1階での生活を検討したうえで、2階へ行く目的や必要な生活動線なのかどうかを確認し、検討結果及び必要な改修内容を理由書に明記してください。また、「2階に荷物を取りに行く」という理由だけの場合は、荷物を1階に下ろすことや家族が取りに行くことができないのかを検討してください。		
18	手すりの取付け	自宅を工事中のため1階のトイレが使えない。工事期間中は2階のトイレを利用するため、階段に手すりを取付けたい。	一時的に使用するものは、認められません。		

香取市住宅改修費に関するQ&A

No.	項目	質問	回答	参考省令等	更新日
19	手すりの取付け	2段式の手すりを取付けたい。現在は歩けるが、将来、加齢で弱くなり尻もちをついたときに下の段につかまって立ち上げられるようにしたい。	身体状況等により2段式の手すりの取付けが認められる場合がありますが、質問のような「将来必要になるかもしれない」という理由では認められません。		
20	手すりの取付け	シャワーフック付きの手すりを浴室に取付けたい。	シャワーフック等の装飾が付いた手すりは対象外です。手すり部分と装飾部分で金額を按分できる場合は、手すり部分の費用のみが対象となります。		
21	手すりの取付け	畑に行くために、庭に出る掃出し窓に手すりを取付けたい。	住宅改修は、あくまでも日常生活動作を助けるためのものです。趣味や仕事のような本人の生きがいや生活を充実させるための工事は、住宅改修の対象と認められません。		
22	手すりの取付け	玄関と勝手口の両方に手すりを取付けたい。	公平・適正な給付をするという観点から、1つの日常動作に対する給付は、あくまでも1つとしているため、どちらか一方のみ支給対象となります。なお、玄関以外の出入口を使用する場合は、「なぜそこから出入りするのか」の理由を明記してください。		
23	手すりの取付け	浴室を増築する。浴室の手すりの取付けは、住宅改修の対象になるか。	新築・増築は、住宅改修として認められません。		
24	手すりの取付け	福祉用具貸与の製品を外れないように固定すれば、住宅改修と認められるか。	貸与の製品は、住宅改修に適したものではありません。住宅改修適応の既製品を固定する場合のみ支給対象となります。		

香取市住宅改修費に関するQ&A

No.	項目	質問	回答	参考省令等	更新日
25	手すりの取付け	敷地の手前に店舗、奥に家がある。店舗入り口に段差があるので、手すりを取付けたい。	店舗は、現に居住する居宅ではないため住宅改修の対象なりません。 しかし、必ず店舗を通らなければ外出できない等の理由がある場合は、必ず通る必要がある生活動線であると判断し、転倒予防や移動の自立支援につながることから支給対象となります。 事前に保険者に確認してください。		
26	段差の解消	昇降機、リフト、段差解消機等の設置は住宅改修の支給対象となるか。	昇降機、リフト、段差解消機等といった動力により床段差を解消する機器を設置する工事は住宅改修の支給対象外です。なお、リフトについては、移動式、固定式又は据え置き式のもの、移動用リフトとして福祉用具貸与の支給対象となります。	厚生労働省 介護サービス 関係Q&A集	
27	段差の解消	レンタルのスロープを設置しているが、地面が平らでないため、スロープが安定しない。地面を平らにする工事は対象になるか。	福祉用具貸与に伴う段差解消工事は、認められません。		
28	段差の解消	屋外のスロープの幅は、何cmまでが対象になるか。	「車いす使用者が回転できる寸法」「人と車いす使用者がすれ違える寸法」として150cmを限度とします。ただし、住宅状況や身体状況によって必要な幅はかわってくるので、限度の幅以内であれば必ずしも支給対象になるとは限りません。	国土交通省 基本寸法等	
29	段差の解消	自立して入浴又は介助して入浴できるよう、浴室床と浴槽の底の高低差や浴槽の形状(深さ、縁の高さ等)を適切なものとするために、行う浴槽の取替も「段差の解消」として住宅改修の給付対象として取り扱ってよいか。	浴槽の縁も、玄関の上がり框と同様「段差」に含まれるものとして取り扱って差し支えありません。 工事前後の写真は、スケールをあてて撮影する等して、浴室床から浴槽縁までの高さ、浴槽底から浴槽縁までの高さがわかるものを提出してください。	厚生労働省 介護サービス 関係Q&A集	
30	滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	滑りの防止を図るための床材の表面の加工(溝をつけるなど)は、住宅改修の支給対象となるか。また、階段にノンスリップを付けたりカーペットを張り付けたりする場合は支給対象となるか。	いずれも床材の変更として住宅改修の支給対象となります。なお、ノンスリップが突き出していたり、あまりに滑りが悪いとつまずき転落する危険性もあるので、工事に当たっては十分に注意が必要です。	厚生労働省 介護サービス 関係Q&A集	

香取市住宅改修費に関するQ&A

No.	項目	質問	回答	参考省令等	更新日
31	滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	寝室が2階にあったが、階段の昇降が負担になってきたので、1階に寝室をうつしたい。1階は、店舗・作業場・台所がある。作業場を片付けて寝室にしたい。作業場の床材の変更は支給対象になるか。	個別の住宅改修の実態に応じて判断することとなります。 被保険者の歩行状況等で、介護支援専門員等が必要と認めるときは、事前に保険者に確認してください。 また、理由書に歩行状況等を明確に記載してください。		
32	滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	畳に布団を敷いて寝ていたが、ベッドにかえたため、畳をフローリングにしたい。	ベッドを理由にした畳からフローリングへの変更は、住宅改修と認められません。 また、「古くなった」「汚れてしまった」という理由も認められません。		
33	滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	廊下が老朽化によりゆがんでしまったため、廊下の床材を張り替えたい。	「老朽化」を理由とした住宅改修は、認められません。		
34	引き戸等への扉の取替え	扉そのものは取替えませんが、右開きの戸を左開きに変更する工事は住宅改修の支給対象となるか。	扉そのものを取替えない場合であっても、身体状況に合わせて性能が代われれば、扉の取替えとして住宅改修の支給対象となります。具体的には右開きの戸を左開きに変更する場合、ドアノブをレバー式把手等に変更する場合、戸車を設置する場合等が考えられます。	厚生労働省 介護サービス 関係Q&A集	
35	引き戸等への扉の取替え	既存の引き戸が重く開閉が容易でないため、引き戸を取替える場合は住宅改修の支給対象となるか。	既存の引き戸が重く開閉が容易でないという理由があれば支給対象となります。ただし、既存の引き戸が古くなったからといって新しいものに取替えるという理由であれば、支給対象となりません。	厚生労働省 介護サービス 関係Q&A集	
36	引き戸等への扉の取替え	車いすでの動作のため間口を拡大したい。引き戸を幅の広い引き戸に変更する工事は、対象になるか。	間口の拡大を目的とした引き戸から引き戸への工事は、「引き戸等への扉の取替え」に含まれます。ただし、被保険者の身体状況に基づいた理由が必要です。 例：【屋内屋外ともに移動は車いすのみであり、幅の広い引き戸に変えることによって自走が可能になり、家族の介護負担が軽減される】等		

香取市住宅改修費に関するQ&A

No.	項目	質問	回答	参考省令等	更新日
37	引き戸等への扉の取替え	寝室からトイレまでの距離を短くするため、壁を壊し扉を設ける工事は対象になるか。	既存の扉が無いので、支給対象となりません。		
38	引き戸等への扉の取替え	歩行が不安定なため、床の段差解消工事をする。床段差解消後の床面に合わせて、既存の扉を取替える工事は対象になるか。	床段差解消後の床面に合わせて、既存の扉の長さ等の加工(ドアノブの位置の変更を含む)、または、費用が低廉に抑えられる場合の扉の取替えの工事は、床の段差解消後の付帯工事の範囲に含まれます。		
39	引き戸等への扉の取替え	扉の撤去のみも住宅改修の対象となるか。	「引き戸等への扉の取替え」に含まれるため、住宅改修の対象となります。	老企第34号	
40	洋式便器等への便器の取替え	夜間用にポータブルトイレを購入したが、住宅改修で日中に使用する和式便器を洋式便器に取替えたい。	福祉用具と住宅改修の併用は、用途が異なれば可能です。 夜間用のポータブルトイレ購入と日中用の便器の変更のため、昼夜で用途が異なり、両者とも介護保険の支給対象となります。		
41	洋式便器等への便器の取替え	寝室からトイレまでが遠いので、押入れにトイレを新設したい。	新設は支給対象となりません。		
42	洋式便器等への便器の取替え	和式便器から洋式便器へ取替える工事で、非水洗から水洗化する工事は付帯工事に含まれるか。	非水洗から水洗化する工事は付帯工事に含まれません。 また、電気配線工事も同様に含まれません。		

香取市住宅改修費に関するQ&A

No.	項目	質問	回答	参考省令等	更新日
43	その他	ガスコンロをIHに変更する工事を支給対象になるか。	対象になりません。		
44	その他	洗面台を車いす用の低い洗面台に替えたい。支給対象になるか。	対象になりません。		
45	住宅改修支援事業	居宅サービスを利用する予定であったが、住宅改修のみの利用となり、支援費の請求ができなかった。介護支援専門員が理由書を作成したので、住宅改修支援事業の申請はできるか。	居宅介護支援の提供を受けていない要介護者又は要支援者に対して理由書を作成し、申請を代行した場合に対象となります。		